

江別市産業連携新商品等開発支援補助要綱を次のように定める。

令和元年 8 月 1 6 日

江別市長 三 好 昇

江別市産業連携新商品等開発支援補助要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、江別産農畜産物やその加工品を活用した産業連携による新たな食関連商品を開発するために行う事業に対する補助に関し、江別市商工労働関係事業補助金交付規則（昭和 5 6 年規則第 4 6 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定め、将来にわたる産業連携を促進することにより地域経済の振興及び江別産農畜産物の付加価値向上を図り、もって新たな食関連の観光資源の創出及び江別ならではの食文化の醸成に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「新商品等開発」とは、新たな食関連の観光資源の創出及び江別ならではの食文化の醸成に寄与することを目的に、江別産農畜産物及びその加工品を用いて行う新たな食品又はメニューの開発及び既存の食品又はメニューの再開発をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助の対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する任意団体の代表者とする。

- (1) 構成員が市内に住所、事務所又は事業所を有する中小企業又は団体（農業又は商工業活性化を目的として事業を行う団体に限る。）であること。
- (2) 構成員に第 1 次産業者、第 2 次産業者又は第 3 次産業者のうちから異なる産業者を含むこと。
- (3) 開発する新商品等を市内の事業所において販売することができる構成員を 3 者以上含むこと。
- (4) 同一年度内において、構成員が本補助金の交付対象となる別の任意団体の構成員となっていないこと。

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業は、前条に規定する要件を満たす任意団体が自ら設ける江別の特色を生かした統一的な条件又は意匠に適合する新商品等開発を行う事業とする。

(補助対象経費)

第 5 条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業実施に必要な直接経費のうち、別表に掲げるものとする。

(補助金の額等)

第 6 条 補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 以内とし、1 0 0 万円を限度として予算

の範囲内で交付するものとする。ただし、国、北海道その他の団体から補助金等（借入金を除く。）の交付がある場合は当該補助金の交付額を、当該補助事業を実施することにより商品の対価等（以下「事業収入」という。）を得る場合は当該事業収入の額を補助対象経費の総額から除いて算出された額を補助対象経費として算定するものとする。

- 2 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 第1項に定める事業収入を得る期間は、事業期間内において1月を超えてはならない。
- 4 補助金の交付は、同一年度内において、1団体につき1回を限度とする。

（補助事業の指定の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、事業実施前に江別市産業連携新商品等開発支援補助事業指定申請書（第1号様式）に、事業計画書（第2号様式）、収支予算書（第3号様式）及び任意団体構成員名簿（第4号様式）その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助事業の指定）

第8条 市長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助事業の指定の適否を決定し、申請者に対し江別市産業連携新商品等開発支援補助事業指定通知書（第5号様式）又は江別市産業連携新商品等開発支援補助事業却下通知書（第6号様式）により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査において、必要に応じて専門的知識を有する者から意見を聴くことができる。この場合において、市長は、必要に応じて専門的知識を有する者を含めた審査会を組織し、申請者から事業に関する内容を聴取することができる。

（交付申請）

第9条 前条の指定を受けた者が、補助金の交付を受けようとするときは、事業実施前に、規則第3条に規定する江別市商工労働関係事業補助金交付申請書に、事業計画書、収支予算書及び宣誓書（第7号様式）を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、第7条の規定により事業計画書及び収支予算書を提出した者は、当該書類の提出を省略することができるものとする。

（補助金の交付決定）

第10条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認められるときは、速やかに補助金の交付を決定し、江別市産業連携新商品等開発支援補助金交付指令書（第8号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、必要な条件を付することができる。

（任意団体の代表者及び構成員の責務）

第11条 補助金の交付決定を受けた任意団体及びその代表者は、補助事業を実施することにより生じる負担、権利関係等について各構成員と協議し、同意を得ながら円滑に補助事業を実施するよう努めなければならない。

- 2 構成員は、補助事業を実施するに当たり、自らの特長を生かした役割を担わなければならない。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、第16条の規定による補助金の額の確定後、第10条の補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）からの請求により交付する。ただし、市長は、補助事業者からの請求があり、当該補助事業を実施する上で特に必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

(事業内容の変更)

第13条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた後において、補助事業の内容を変更し、又は当該補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ江別市産業連携新商品等開発支援補助事業内容変更承認申請書（第9号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りではない。

(1) 交付決定額から20%未満の減額の場合

(2) 交付決定の目的及び内容の変更を伴わない事業計画の細部の変更である場合

2 市長は、前項に規定する申請を承認したときは、その旨を江別市産業連携新商品等開発支援補助金変更交付指令書（第10号様式）により通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、補助事業者は、補助金交付決定額の増額を伴う変更の申請をすることはできないものとする。

(事業遅延の報告等)

第14条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

第15条 補助事業者は、当該補助金に係る補助事業が完了したときは、速やかに規則第10条に規定する江別市商工労働関係事業補助金実績報告書に、任意団体構成員名簿、事業報告書（第11号様式）、収支決算書（第12号様式）及び領収書その他の補助対象経費の支出がわかる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16条 市長は、前条に規定する報告を受けたときは、事業完了検査を行い、補助金の額を確定し、江別市産業連携新商品等開発支援補助金額確定通知書（第13号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(調査及び報告)

第17条 市長は、補助事業の適正かつ効果的な執行を期するため、補助事業者に対し、必要に応じ随時実施状況を調査し、又は報告を求めることができる。

(帳簿及び書類の備付け)

第18条 補助事業者は、当該補助事業に関し、費用の収支その他補助事業に関する書類及び帳簿を備え、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月18日から施行する。

別表（第5条関係）

人件費（補助対象となる経費総額の4分の1以内で、かつ、50万円以下とする。）
報償費
原材料費・消耗品費
施設及び設備等賃借費
通信・運搬費
事業期間内を契約期間とする機器等リース費
マーケティング調査費（補助対象となる経費総額の4分の1以内で、かつ、50万円以下とする。）
委託費
その他事業実施に必要な経費として市長が認める経費

備考 次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 土地及び建物の購入経費
- (2) 旅費・交通費（事業実施に必要な有識者等の招へいにかかる費用弁償は除く。）
- (3) 食糧費、会食費等の個人消費的経費
- (4) 機器・設備等購入経費
- (5) 施設改修費、既存設備及び機械の使用料
- (6) 固定資産税、水道光熱費等
- (7) 支出の確認できない経費

第1号様式（第7条関係）

江別市産業連携新商品等開発支援補助事業指定申請書

年 月 日

（宛先）江別市長

申請者 住所
 名称
 代表者

印

江別市産業連携新商品等開発支援補助要綱第7条の規定により次の事業について補助事業の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 事業名					
2 任意団体名					
3 事業内容					
4 補助金申請額	円				
5 事業費	総額	財源内訳			
		市補助金			
	円	円	円	円	円
6 事業期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
7 添付書類	1 事業計画書		2 収支予算書		
	3 任意団体構成員名簿		4 その他市長が必要と認める書類		

第2号様式（第7条、第9条関係）

事業計画書

事業名					
任意団体名					
任意団体 構成員内訳	第1次 産業者	第2次 産業者	第3次 産業者	その他	合計
	団体	団体	団体	団体	団体
事業目的					
事業内容	任意団体の各構成員の役割を含め、本事業の実施詳細など				
事業効果	本事業を実施することで見込まれる効果のほか、本格的な事業化の目途など				
事業期間	年 月 日 ～ 年 月 日				
総事業費	円				

第3号様式（第7条、第9条関係）

収支予算書

（1）収入

区分	予算額	備考（借入金・補助金の名称、内訳等）
自己資金	円	
借入金	円	
市補助金	円	
他の補助金	円	
事業収入	円	
その他	円	
合計	円	

（2）支出

内訳	予算額	説明
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合計	円	

（3）補助金請求額

総事業費	補助対象額 (A)	補助率 (B)	(A) × (B) (C)
円	円		円
補助金額	(C) の1,000円未満切捨て額 (補助限度額を超える場合は、その限度額)		円

年 月 日

江別市産業連携新商品等開発支援補助事業指定通知書

様

江別市長

印

年 月 日付けにて申請のあった標記補助事業の指定申請については、補助事業として指定するので通知します。

1 事業名	
2 任意団体名	
3 総事業費	円
4 事業期間	年 月 日 ~ 年 月 日

備考

- 1 補助金交付の申請は、関係書類を添えて速やかに提出してください。
- 2 事業の内容を変更する場合は、市長の承認を受けてください。
- 3 事業を中止又は廃止する場合は、速やかに市長に届け出てください。
- 4 事業が予定の期間内に完了しない場合は、速やかに市長に報告してください。

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

江別市産業連携新商品等開発支援補助事業却下通知書

様

江別市長

印

年 月 日付けにて申請のあった標記補助事業の指定申請については、下記のとおり却下したので通知します。

記

却下の理由

第7号様式（第9条関係）

宣 誓 書

（宛先）江別市長

私たち、（任意団体名） の各構成員は、地域経済の振興及び江別産農畜産物の付加価値向上を目的に、各々の特長を生かし、その責務を果たしつつ、相互に協議、協力しながら、江別市産業連携新商品等開発支援補助要綱を遵守して、（事業名）を実施することを宣誓いたします。

年 月 日

構成員 住 所
（代表） 名 称
代表者 ⑩

構成員 住 所
名 称
代表者 ⑩

構成員 住 所
名 称
代表者 ⑩

構成員 住 所
名 称
代表者 ⑩

構成員 住 所
名 称
代表者 ⑩

構成員 住 所
名 称
代表者 ⑩

江別市指令第 号
年 月 日

江別市産業連携新商品等開発支援補助金交付指令書

様

江別市長

⑩

年 月 日付で申請のあった江別市産業連携新商品等開発支援補助金に
ついては、一金 円を交付します。
ただし、次の事項を遵守してください。

記

- 1 江別市産業連携新商品等開発支援補助要綱を遵守すること。
- 2 この補助金を請求するときは、この指令書の写しを添付すること。

第9号様式（第13条関係）

江別市産業連携新商品等開発支援補助事業内容変更承認申請書

年 月 日

（宛先）江別市長

申請者 住所
名称
代表者

⑩

年 月 日江別市指令第 号をもって交付決定があった標記補助事業の内容を下記のとおり変更したいので、江別市産業連携新商品等開発支援補助要綱第13条の規定により申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

江別市指令第 号
年 月 日

江別市産業連携新商品等開発支援補助金変更交付指令書

様

江別市長

⑩

年 月 日付で申請のあった江別市産業連携新商品等開発支援補助金に
ついては、一金 円を交付します。

ただし、次の事項を遵守してください。

記

- 1 江別市産業連携新商品等開発支援補助要綱を遵守すること。
- 2 この補助金を請求するときは、この指令書の写しを添付すること。

第11号様式（第15条関係）

事業報告書

事業名					
任意団体名					
任意団体構 成員内訳	第1次 産業者	第2次 産業者	第3次 産業者	その他	合計
	団体	団体	団体	団体	団体
事業の実績 及び成果	任意団体の各構成員の役割、影響、効果、反省点、本格的な販売の目途など				
事業期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
総事業費	円				

第12号様式（第15条関係）

収支決算書

(1) 収入

区分	予算額	決算額	差引 増減額	備考（借入金・補助金の名称、内 訳等）
自己資金	円	円	円	
借入金	円	円	円	
市補助金	円	円	円	
他の補助金	円	円	円	
事業収入	円	円	円	
その他	円	円	円	
合計	円	円	円	

(2) 支出

内訳	予算額	決算額	差引 増減額	説明
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
合計	円	円	円	

(3) 補助金受給額

総事業費	補助対象額 (A)	補助率 (B)	(A) × (B) (C)
円	円		円
補助金額	(C) の1,000円未満切捨て額 (補助限度額を超える場合は、その限度額)		円

備考

- 1 領収書その他の補助対象経費の支出がわかる書類を添付してください。
- 2 事業収入を得た場合は、その収入の内訳がわかる書類を添付してください。

第13号様式（第16条関係）

第 号
年 月 日

様

江別市長 印

江別市産業連携新商品等開発支援補助金額確定通知書

年 月 日付け江別市指令第 号に基づき交付決定した江別市産業連携新商品等開発支援補助金について江別市商工労働関係事業補助金交付規則第10条の規定により検査した結果、次のとおり補助金の額を確定したので、通知します。

- 1 補助金名 江別市産業連携新商品等開発支援補助金
- 2 補助対象事業費 円
- 3 補助金確定額 円

附 則

この要綱は、令和2年6月18日から施行する。